○三豊市地域活動支援センター事業実施要綱

平成18年9月29日
告示第245号
改正　平成19年3月23日告示第85号
平成19年3月23日告示第86号
平成20年6月9日告示第215号
平成22年3月19日告示第54号
平成23年3月30日告示第93号
平成25年3月28日告示第63号
平成27年12月25日告示第260号

(目的)

第1条　この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第77条第3項第4号の規定に基づき、障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)を対象に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

(事業の委託)

第2条　市長は、この告示に基づき実施する事業(利用の決定等一部を除く。)について、法第79条第2項の規定による届出のあった社会福祉法人に委託するものとする。

2　事業に要する経費等は、市長が、委託を受けた事業者(以下「委託事業所」という。)と協議の上、契約で定めるものとする。

(利用対象者)

第3条　この事業の利用対象者は、三豊市に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する在宅の障害者等とする。

(1)　身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(2)　法第54条第3項に規定する自立支援医療受給者証(精神通院医療に係るものに限る。)の交付を受けている者

(事業の内容)

第4条　地域活動支援センターの機能を充実強化するため、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行う事業(以下「基礎的事業」という。)のほか、次に掲げる類型ごとの事業を行うものとする。

(1)　地域活動支援センターⅠ型

ア　医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整

イ　地域住民ボランティア育成

ウ　障害に対する理解促進を図るための普及啓発

エ　その他精神障害者の地域活動を支援するために必要な事業

(2)　地域活動支援センターⅡ型

地域において雇用・就労が困難な在宅障害者に対し実施する機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービス

(3)　地域活動支援センターⅢ型

地域の障害者のための障害者団体が実施する通所による援護事業

(事業の要件)

第5条　前条に規定する事業を行う委託事業所は、次に掲げる類型ごとの要件を全て満たされなければならない。

(1)　地域活動支援センターⅠ型

ア　法人格を有すること。

イ　相談支援事業を併せて実施し、又は委託を受けていること。

ウ　専門職員(精神保健福祉士等)を配置していること。

エ　基礎的事業を実施する職員を2人以上配置し、うち1人は専任者とすること。

オ　基礎的事業による職員のほか1人以上を配置し、うち2人以上を常勤とすること。

カ　1日当たりの実利用人数が、おおむね20人以上であること。

(2)　地域活動支援センターⅡ型

ア　法人格を有すること。

イ　基礎的事業を実施する職員を2人以上配置し、うち1人は専任者とすること。

ウ　基礎的事業による職員のほか1人以上を配置し、うち1人以上を常勤とすること。

エ　1日当たりの実利用人数が、おおむね15人以上であること。

(3)　地域活動支援センターⅢ型

ア　法人格を有すること。

イ　小規模作業所としての実績をおおむね5年以上有し、安定的な運営が図られていること。

ウ　基礎的事業を実施する職員を2人以上配置し、うち1人は専任者とすること。

エ　基礎的事業を実施する職員のうち1人以上を常勤とすること。

オ　1日当たりの実利用人数が、おおむね10人以上であること。

(利用の申請)

第6条　この事業を利用しようとする者又はその保護者(以下「申請者」という。)は、地域生活支援事業利用申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

第7条　市長は、前条の申請書の提出があったときは、内容等を審査し、利用の可否について、地域生活支援事業利用決定(却下)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2　市長は、前条の申請について利用を決定したときは、地域生活支援事業利用者証(様式第3号。以下「利用者証」という。)を交付するものとする。

3　前項の規定により利用者証の交付を受けた者(以下「利用者」という。)は、委託事業所に利用者証を提示し、利用するものとする。

(利用の取消し)

第8条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の決定を取り消すことができる。

(1)　利用者が、サービスの利用を継続する理由がなくなったとき。

(2)　前号に規定するもののほか、市長がサービスの利用の継続が適当でないと認めるとき。

(費用負担等)

第9条　利用者等の負担する費用は、次のとおりとする。

(1)　地域活動支援センターⅠ型及びⅢ型

利用者の負担する額は、無料とする。

(2)　地域活動支援センターⅡ型

ア　事業に要する費用は別表第1のとおりとし、市は、当該事業に要する費用のうち9割を指定事業所へ委託料として支払うものとする。

イ　委託事業所は、当該事業に要する費用の1割を利用者から徴収することができる。

ウ　イの利用者が負担する額の上限は別表第2のとおりとし、その対象となる負担額は市長が定める事業(この告示で定める事業、三豊市障害者等日中一時支援事業及び三豊市障害者等移動支援事業をいう。)を利用し、同一月において負担した費用の合計額とする。

エ　ウの対象となる負担額のうち、利用者が負担する額の上限を超える部分については、市の負担とする。

2　前項に規定する費用のほか必要となる実費は、利用者の負担とする。

3　利用者は、第1項に定める費用及び前項に定める実費を直接委託事業所に支払うものとする。

(利用者証の有効期限)

第10条　利用者証の有効期限は、決定のあった日から当該年度末までとする。

(報告)

第11条　委託事業所は、事業の実施に必要な関係書類を整備し、毎月10日までに事業実施状況を市長に報告しなければならない。

2　市長は、この事業に関し必要があると認めるときは、委託事業所に対し、前項以外の報告を求め、若しくは必要な指示をし、又はその職員に調査させることができるものとする。

(守秘義務)

第12条　委託事業所の職員又は職員であった者は、正当な理由なしに、職務上知り得た秘密又は個人の情報を漏らしてはならない。

(その他)

第13条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この告示は、平成18年10月1日から施行する。

附　則(平成19年告示第85号)

この告示中第1条の規定は平成19年4月1日から、第2条の規定は同年7月1日から施行する。

附　則(平成19年告示第86号)抄

(施行期日)

1　この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附　則(平成20年告示第215号)

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附　則(平成22年告示第54号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附　則(平成23年告示第93号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附　則(平成25年告示第63号)抄

(施行期日)

1　この告示は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この告示の施行の際、この告示による改正前の三豊市国民健康保険被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付等に関する事務処理要綱、三豊市障害者等日中一時支援事業実施要綱、三豊市障害者等移動支援事業実施要綱、三豊市地域活動支援センター事業実施要綱及び三豊市福祉ホーム事業費補助金交付要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、なお

使用することができる。

附　則(平成27年告示第260号)抄

(施行期日)

第1条　この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(三豊市地域活動支援センター事業実施要綱の一部改正に伴う経過措置)

第10条　この告示の施行の際、第11条の規定による改正前の三豊市地域活動支援センター事業実施要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

別表第1(第9条関係)

障害名 単価	身体障害者	知的障害者
サービス単価	4,190円／回	3,110円／回
入浴	400円／回	400円／回
送迎	片道　540円	片道　540円

別表第2(第9条関係)

世帯	対象		上限額(月額)
生活保護世帯	生活保護世帯に属する者		0円
低所得世帯	市町村民税非課税世帯の者		0円
一般1	市町村民税課税世帯	所得割額28万円未満の障害児世帯の者	4,600円
		所得割額16万円未満の障害者世帯の者	9,300円
一般2	市町村民税課税世帯	一般1に該当しない者	37,200円

※　世帯の範囲は、障害者については本人と配偶者のみを世帯とし、障害児については原則として住民基本台帳上の世帯とする。